

「県産材利用部門」

小林市地域・観光交流センター（愛称：KITTO こばやし）

➤特徴： この建物は建築基準法による用途区分が「集会所」にあたり、用途面積が 200 m²以上であるため「耐火建築物（1 時間耐火）」とする必要があった。

このため、一般的には、鉄筋コンクリート造や鉄骨造が用いられるが、近年認定を受けた木造耐火構造としている。

1 階部分は観光協会やバスセンターとなっており、隣接する駅舎と併せ、観光・交通の拠点となっている。さらに、2 階には交流スペースを設けることで、多くの市民や観光客が集える施設として活用されている。

